

2023年3月22日

## EUの外国補助金規制の概要と実務上の影響

- I. はじめに
- II. 手続的な規定の概要
- III. 実質的な規定の概要
- IV. 日本企業がとるべき対応

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 高宮 雄介  
TEL. 03 6266 8744  
[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)  
弁護士 柿元 将希  
TEL. 03 6266 8971  
[masaki.kakimoto@mhm-global.com](mailto:masaki.kakimoto@mhm-global.com)  
弁護士 西岡 研太  
TEL. 03 6266 8983  
[kenta.nishioka@mhm-global.com](mailto:kenta.nishioka@mhm-global.com)

### I. はじめに

2023年1月12日、EUにおいて、外国補助金規制<sup>1</sup>（Foreign Subsidies Regulations。以下「本規制」といいます。）が発効しました。本規制は、EU域内において行われる企業結合や公共調達に際し、企業に対し、外国政府等（補助金の交付主体についてはII.において詳述します。）から得ている補助金等（対象となる補助金の範囲についてはII.において詳述します。）について、一定の要件のもとで事前届出の義務を課すとともに、欧州委員会に対し、こうした補助金等についての審査を行うことができる権限を与えるものです。本規制により、EU域内においてM&Aを行ったり、公共調達に参画したりする企業は、日本企業も含め、大きな影響を受けることが予想されています。本規制は2023年7月12日に適用が開始され、これ以降、欧州委員会が職権調査を実施することができます。また、2023年10月12日から事前届出義務の適用が開始されます。

本規制は、外国政府等から補助金等を得ている企業と、これを得ていない企業との間において、競争上の有利や不利が生じないようにし、公平な競争の場を実現することを企図した制度ですが、EUにおけるM&Aとの関係では、従来から設けられてきた企業結合規制、近時特に注目されている直接投資規制と並ぶ、第3の障壁と位置付けることができます。

また、本規制は、一定の要件のもとで、企業に事前届出や調査への協力にかかる義務を課すものであり、当該義務を遵守しなかった場合には苛烈な制裁が設けられているにもかかわらず、届出書の記載内容や審査のタイムラインといった手続的側面、審査の対象や審査基準といった実質的側面の双方において、不明確な点が少なくありません。

本ニュースレターでは、上記のように、EUにおいて事業活動を行う日本企業にとって幅広い影響が生じることが予想される本規制について、手続的規定（II.）及び、実質的規定（III.）の双方から制度の概要を紹介するとともに、日本企業が現時点においてとるべきと考えられる対応についてIV.において検討します。

<sup>1</sup> [Publications Office \(europa.eu\)](https://publications-office.europa.eu/)

## II. 手続的な規定の概要

### 1. 「外国補助金」の定義

「外国補助金」は、第三国による直接又は間接の「**資金的貢献**」(Financial Contribution)であって、EU 域内において活動する主体に対して**利益を供与**し、かつ、その対象が**一又は複数の主体又は業種**に法律上又は事実上**限定**されている場合に存在するとみなされます(3条1項)。

「資金的貢献」には、以下のものが含まれるとされており、補助金の交付主体は、政府や地方公共団体だけでなく、それと同視できる民間の主体も含むとされています(3条2項)。

#### 「資金的貢献」に含まれる事項

- ・ 出資・補助金・融資・融資保証・インセンティブ・営業損失の相殺・公の主体から課された財政的な負担の補填・債務放棄・DES・支払猶予等の資金又は債務の移転
- ・ 免税・正当な対価なく認められた特別又は独占的な権利
- ・ 商品又はサービスの提供又は購入

### 2. 事前届出の手続

#### (1) 企業結合における事前届出義務

##### ① 届出の要件

以下の要件を満たす企業結合(株式取得、JV組成、合併)を行う事業者は、欧州委員会に対する事前届出義務があります(20条~23条)。

#### 企業結合における事前届出義務の要件

- ① 対象会社(株式取得の場合)、JV(JV組成の場合)又は当事会社のうち1社(合併の場合)の直近事業年度における**EU売上高が5億ユーロ以上**かつ
- ② 当事会社グループに対して過去3年間に付与された「**資金的貢献**」の合計額が**5,000万ユーロ超**

上記①の売上高、上記②の「当事会社グループ」には、当事会社のほか、当事会社が過半数の持分・議決権を有する企業、過半数の役員を選任する権限を有する企業等が含まれます。届出義務を懈怠した場合には、当事会社グループの直近事業年度の全世界売上高の10%を上限とする制裁金が課される可能性があります(26条3

項)。

## ② その他の手続（審査期間、調査権限等）

企業結合審査に係るタイムラインは、一次審査が正式届出の受理日から 25 営業日以内、より詳細な二次審査が必要な場合には、二次審査開始日から原則 90 営業日以内、とされています（24 条 1 項）。

欧州委員会には、審査を行うにあたっての情報収集を目的とした情報開示請求、ヒアリング、立入検査の実施等の調査権限があります（13 条～15 条）。当事会社には応答義務があり、調査に非協力であった場合や、虚偽の情報提供等をした場合には、当事会社グループの直近事業年度の全世界売上高の 1%を上限とする制裁金、又は、当事会社グループの直近事業年度の日当たり平均売上額の 5%を上限とする料率に違反解消までの日数を乗じた額の制裁金が課される可能性があります（17 条）。

## (2) 公共調達における事前届出義務

### ① 届出の要件

公共調達において以下の要件が満たされる場合、事業者は欧州委員会に対する事前届出義務があります（28 条、29 条）。

#### 公共調達における事前届出義務の要件

- ① 当該公共調達の契約金額が **2 億 5,000 万ユーロ以上** かつ
- ② 入札参加事業者グループに **過去 3 年間に付与された国ごとの「資金的貢献」の合計額が 400 万ユーロ以上**

なお、上記の届出要件に該当しない場合であっても、「資金的貢献」のリスト及び届出基準に該当しないことの宣誓書を欧州委員会に提出する必要があることから、届出要件に該当しないことが明らかな取引であっても、「資金的貢献」のスクリーニングが必要である点に注意する必要があります。届出義務を懈怠した場合の制裁は、企業結合の場合と同様です（33 条）。

## ② その他の手続（審査期間、調査権限等）

公共調達に係る審査のタイムラインは、一次審査が正式届出の受理日から原則 20 営業日以内、より詳細な審査が必要な場合には、正式届出の受理日から原則 110 営業日以内、とされています（30 条 2 項、同 5 項）。当該審査が終了するまでは、審査対象事業者を落札者として選定することができません（32 条 1 項、同 2 項）。欧州委員会の調査権限、及び当事者が非協力的だった場合の制裁については、企業結合の場合と同様です（17 条）。

### (3) 欧州委員会による職権調査

上記(1)(2)の場合に加えて、欧州委員会は、その職権で調査を開始することができ、一次審査（期間制限の規定なし）に加えて、必要と考える場合に、二次審査（18か月以内に審査する努力義務あり）を開始できます（9条～11条）。欧州委員会は、補助金の付与から10年間（2023年7月12日以前の外国補助金は過去5年間）分の補助金を調査することができます（38条1項、53条1項）。

## III. 実質的な規定の概要

### 1. 欧州委員会の審査対象

欧州委員会は、届出要件に該当する企業結合や公共調達に係る「外国補助金」によって、「域内市場の歪曲」が生じる懸念がないかを審査します（企業結合につき25条、公共調達につき30条、並びに職権調査につき10条及び11条）。

本規制上、「域内の市場の歪曲」が認められるのは「外国補助金がEU域内の市場において当該主体の競争上の地位を強化し、それにより域内における競争に（実際に又は潜在的に）悪影響を与えるといえる場合」とされており、その判断は、以下の要素を考慮したうえ、最終的には外国補助金によってもたらされる悪影響と好影響とを比較考量（Balancing Test）のうえでなされるとされています（4条～6条）。

#### 「域内市場の歪曲」の考慮要素

- ① 外国補助金の額
- ② 外国補助金の性質
- ③ 当事会社側の事情（企業規模、関係する市場・産業分類等）
- ④ 域内市場における当事会社の経済活動の程度及び発展
- ⑤ 外国補助金の目的・条件・用途等

Balancing Testにおいて考慮される好影響には、競争に対する効果（企業結合に伴うコスト削減やイノベーションの促進等）のほか、EU域内における雇用創出、気候変動、環境保護、安全保障及び公共の秩序等、競争以外に対する効果も広く含まれるとされています。

また、本規制は、予測可能性の観点から、「域内市場の歪曲」が典型的に認められる場合と、通常「域内市場の歪曲」が認められない場合の具体例を規定しており、それぞれ以下のとおりです。

#### 「域内市場の歪曲」が認められる典型的な例（ただし、当事会社において反証が可能）

- 不振企業に対する外国補助金

- 債務に対する無制限の保証（額・期間いずれの場合も含む）
- OECD Arrangement に沿わない輸出金融措置
- 企業結合を直接促進する外国補助金
- 不合理に有利な入札を可能にする外国補助金

「域内市場の歪曲」が通常認められない例（いわゆるセーフハーバー）

- 過去3年における当該主体に対する外国補助金の合計額が400万ユーロ以下の場合、域内市場を歪める可能性は低い（unlikely）
  - ※ 欧州委員会による反証の余地あり
- 過去3年における当該主体に対する国ごとの外国補助金の合計額が20万ユーロ以下の場合、域内市場を歪めるとは考えられない（shall not be considered）
  - ※ 欧州委員会による反証の余地なし
- 自然災害や例外的な事態によって引き起こされた損害を回復させる目的の場合等

なお、2023年2月6日に公表された Implementing Regulation の草案によれば、「域内市場の歪曲」が認められる典型的な例に該当し得る「資金的貢献」が存在する場合には、届出会社は届出書にその詳細（形態・提供主体・目的・条件のほか、類型ごとに一定の情報）を記入する必要があります。このことから、こうした情報については、平時から整理をしておくことが望まれます。

## 2. 「域内市場の歪曲」が認定された場合の帰結

事前届出に基づく審査や職権調査の結果、欧州委員会が「域内市場の歪曲」の懸念を認定した場合、欧州委員会は当事会社に対して一定の是正措置（Redressive Measures）を行うことを命じることができます。また、当事会社は、欧州委員会から是正措置を命じられる前に自主的に確約案（Commitment）を提示することができます。欧州委員会は審査にあたって当該確約案についても考慮することができます。

本規制上、是正措置の内容は構造的なもの・行動的なものいずれも広く含まれるとされており、以下のような具体例が挙げられています（7条4項）。

「是正措置」の具体例

- 外国補助金によって取得したインフラ・資産等に関する FRAND でのアクセス付与・ライセンス供与
- 一時的な営業停止等による、当事会社の市場プレゼンスの低減措置
- 特定の投資の禁止
- 特定の資産譲渡

- 企業結合の解消
- 利息を付したうえでの外国補助金の返還
- 当事会社のガバナンス体制の変更

上記のほか、欧州委員会は届出の対象となっている企業結合の禁止や公共調達案件の落札の禁止を決定することもできるとされています。

#### IV. 日本企業がとるべき対応

II. において手続的な規定を、III. において実質的な規定をそれぞれ概観したとおり、本規制は、EU 域内において M&A を行ったり、公共調達に関与したりする企業に対し、広範な影響を及ぼすことが予想されており、日本企業としても対応をとる必要があります。なお、本規制は、間接的な EU 域内企業への投資（EU 域内に子会社を有する企業の買収等）であっても適用されることがあり得るとされており、今後、日本企業が海外に影響を及ぼす M&A を行うにあたっては、必須の検討事項の一つになる可能性があります。

I. で述べたとおり、本規制については、手続的な規定、実質的な規定のいずれにおいても、曖昧な点が多く、2023 年 2 月 6 日に公表された Implementing Regulation の草案を踏まえても当該状況は大きく変わっていません。他方で、II. で述べたとおり、本規制に違反した場合に課せられ得る制裁は苛烈であることから、本規制との関係では、取り扱いが曖昧な事項に関しては保守的な対応を取らざるを得ないと考えられます。

日本企業としては、こうした不確実性に対処する実務的な方策として、まずは本規制の適用が本格的に開始される 2023 年 7 月までを目標に、平時からグループレベル・世界レベルでの「資金的貢献」を把握する体制を構築することが望まれます。また、たとえば本規制の適用対象となる EU 域内での M&A を実行するにあたっては、本規制による審査を見越したスケジュールを策定するとともに、本規制に関するクリアランスをクロージングの前提条件としたり、外国補助金に関する事項についてデュー・デリジェンスの対象としたうえで表明保証の対象としたりといった対応をとることが考えられるところであり、今後こうした実務的な対応策に関する議論が活発になることが予想されます。なお、本規制は、とりわけ実質的な規定との関係において、EU における国家補助（State Aid）における考え方や、国際通商法（International Trade Law）における考え方とも親和性があると考えられます。このことから、欧州委員会との間で折衝を行う等の本格的な対応が生じる場合には、国家補助や国際通商法に関する対応に定評がある法律事務所を起用することも有用と考えられます。

本規制に関しては、今後も短期間のうちに関連するルールの精緻化や実務上の対応策の普及など、多くの展開があることが予想され、日本企業としても最新動向に留意をしながら迅速な対応を行っていくことが求められます。

## NEWS

## ➤ Chambers Global 2023 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2023 で、当事務所は日本における International Trade を含む 8 つの分野で上位グループにランキングされ、International Trade 分野から石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生が日本を代表する弁護士に選ばれました。タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及び中国においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

## セミナー情報

➤ セミナー [『アスベストと輸入管理—微量に含まれるアスベストへの対応』](#)

視聴期間 2023 年 2 月 28 日（火）～2023 年 3 月 27 日（月）配信

講師 石本 茂彦、大川 信太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

➤ セミナー [『第 5148 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「グローバル M&A に対する第三の壁『EU 外国補助金規制の概要と実務』～施行が迫る新たな規制に日本企業はどう備えるべきか～』](#)

開催日時 2023 年 4 月 27 日（木）13:30～15:30

講師 柿元 将希

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

## 文献情報

## ➤ 論文 「ダークパターンに関する一考察（上）——欧米の規制からの示唆」

雑誌 NBL No.1235

著者等 岡田 淳、呂 佳観、輪千 浩平

## ➤ 論文 「ダークパターンに関する一考察（下）——欧米の規制からの示唆」

雑誌 NBL No.1237

著者等 岡田 淳、呂 佳観、輪千 浩平

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com